ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和二十五年建設省告示第千百七十九号で指定したエセキ川に掲げる土地の区域を除く。）

広島県江田島市江田島町

字西江関　二四九四三番六
二四九四三番八
二四九四四六番四
二四九四五〇番二
二四九四六四番四
二四九五三番二
二四九五三番三
二四九五三番四

字エセキ　一二八五〇番四

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

市場川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県尾道市御調町高尾九三番地内電子基準点御調を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二三度二〇分二五秒　一二九八九・一四四メートルの地点　一号
標柱一号から九三度五三分二八秒　六〇・〇〇七メートルの地点　二号
標柱二号から一二二度二三分三〇秒　一七二・五五一メートルの地点　三号
標柱三号から二三度五九分二六秒　五一・〇二六メートルの地点　四号
標柱四号から二七九度二五分四四秒　六二・一八九メートルの地点　五号
標柱五号から二九〇度五七分〇二秒　一四・三四四メートルの地点　六号
標柱六号から二九二度五八分四八秒　三一・一九八メートルの地点　七号
標柱七号から二〇九度四二分五七秒　二四・三八六メートルの地点　八号
標柱八号から二七八度一八分四二秒　一六・四七八メートルの地点　九号
標柱九号から七度五三分三四秒　二九・一二二メートルの地点　十号
標柱十号から二九六度一六分五二秒　二八・三二四メートルの地点　十一号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

桜谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和三十九年建設省告示第千八百七十一号で指定した桜谷川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

広島県三次市吉舎町大字吉舎

字南天山　二二番　一号から四号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十三号までを順次結んだ線及び標柱五号と十三号を昭和三十九年建設省告示第千八百七十一号で指定した桜谷川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

広島県三次市吉舎町大字吉舎

字南天山　二九番地先道路敷　五号
二一番地先道路敷　六号
四九番　七号及び九号
四七番　十一号
四六番　十二号
四四番　十三号

字桜ヶ谷　一番一　八号
二番　十号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十四号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱十四号と二十三号を昭和三十九年建設省告示第千八百七十一号で指定した桜谷川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

広島県三次市吉舎町大字吉舎

字賤山　六六番一　十四号及び十五号
五七番　十六号
五二番　十七号及び十八号
五六番　十九号
五五番一　二十号から二十二号まで
五五番二　二十三号

○国土交通省告示第九百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　小川惠里子

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

赤谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

山口県岩国市大字天尾字倉谷六〇七番四地内四等三角点赤谷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第九百四十七号で指定した赤谷川に掲げる土地の区域及び昭和二十九年建設省告示第三百四十四号で指定した赤谷川に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から二八四度五七分四〇秒　六五六・三三〇メートルの地点　一号
標柱一号から二三九度五七分五六秒　一〇〇・六一八メートルの地点　二号
標柱二号から二六四度三四分五七秒　一一七・八五二メートルの地点　三号
標柱三号から三二六度四二分一四秒　七七・一四三メートルの地点　四号
標柱四号から七八度〇九分一七秒　二三九・四六七メートルの地点　五号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沖ノ原谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

山口県山口市徳地伊賀地字向原地内二級基準点基二の二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一一五度五九分二三秒　一八五・七八七メートルの地点　一号
標柱一号から一二三度五四分三四秒　一六〇・四三九メートルの地点　二号
標柱二号から一八九度一二分五六秒　四〇・三一五メートルの地点　三号
標柱三号から二七九度〇七分三六秒　一六四・三四四メートルの地点　四号
標柱四号から三五一度一六分二六秒　六三・五七〇メートルの地点　五号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西寺川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

山口県山口市吉敷字泉山一二九番一六地内四等三角点泉山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十六年建設省告示第九百五十八号で指定した同号十八に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から一七九度四八分二九秒　六一五・八九二メートルの地点　一号
標柱一号から二八七度二一分三〇秒　八四四・四六三メートルの地点　二号
標柱二号から二五九度〇七分四四秒　四四四・一三六メートルの地点　三号
標柱三号から三二一度〇八分五九秒　一〇七・三一三メートルの地点　四号
標柱四号から三一一度三〇分〇三秒　二三六・七五六メートルの地点　五号
標柱五号から一六度五四分四八秒　五〇・六三二メートルの地点　六号
標柱六号から八九度四五分〇四秒　一二七・〇五二メートルの地点　七号
標柱七号から一二二度二五分二〇秒　一八五・一六一メートルの地点　八号
標柱八号から一四三度五九分五七秒　八四・九三七メートルの地点　九号
標柱九号から一九九度二八分五九秒　四九・六六三メートルの地点　十号
標柱十号から二三五度一二分四六秒　五・七七九メートルの地点　十一号
標柱十一号から二〇四度〇〇分一六秒　一一・二一二メートルの地点　十二号
標柱十二号から一七五度二五分二九秒　一六・七七三メートルの地点　十三号
標柱十三号から一五度四〇分五七秒　六六・五六九メートルの地点　十四号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

野中川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県阿武郡阿武町大字福田下

字古屋敷　一一一二五番　一号
字上楽寺　一一一三一番　二号
一一一四五番　三号
一一一三七番　四号